

## 平成29年度 第2回 羽曳野市男女共同参画推進審議会 会議録

開催日時 平成30年2月21日（水）14時00分～16時15分（2時間15分）

会議場所 羽曳野市役所 D棟 はびきのレディースセンター2階会議室

出席者 【出席委員】10人 ※欠席：4人  
【事務局】  
市民人権部長、人権推進課長、課長補佐、主査

### 1. 開会

### 2. 委嘱状交付

1人に委嘱状交付を行った。

委員からの辞任願により解嘱したことから、同団体より推薦をいただき委嘱するもの、任期は前委員の残任期間（平成30年5月31日まで）とした。

※資料1「羽曳野市男女共同参画推進審議会委員名簿」は配付のみ

### 3. 会長あいさつ

### 4. 次世代への男女共同参画について

会議の参考資料として、これまで審議会において発言された「学校での男女共同参画教育及び啓発」、事務局より報告した「羽曳野市男女共同参画推進プラン-第2期はびきのピーチプラン-での施策推進状況の中で関連するもの」を取りまとめた資料2について事務局より説明を行った。

※資料2「次世代への男女共同参画について」

### 【意見】

会長：学校環境での男女平等については啓発が進んでいるが、セックス、性に関して女性は男性より下に位置づけられている。学校現場での性教育はどうか。富山市では産婦人科医が学校現場へ行き、出前授業を行っている。中学生ぐらいではSNS（ツイッターやLINEなど）で一般の人と知り合う機会が非常に多い。出会い系サイトなどは規制が厳しくなってきた被害が減ってきているが、SNSによる中学生、高校生女子の性被害が非常に多くなっている。本当の意味での男女共同参画、男女平等ということをお教えないといけないのではないか。例えば、富山市で女性クリニックを開業している種部恭子さんという産婦人科医師が朝日新聞の記事で事例を挙げている。「15歳で妊娠をして病院に行ったが、もう中絶できない時期であると言われた。妊娠が分かると彼は会ってくれなくなり、誰にも相談できない。親にも言えない。ということで、自宅で出産、赤ちゃんはそのまま置き去りとされ、亡くなってしまった。」性について、イエス、ノーがちゃんと言える。必要な避妊についても考えられる。それが本当の男女共同参画、平等ではないか。この問題は、このように話をすれば「寝た子を起こすことはない。」などと言われる

- ことがあるが、親の知らないところで、インターネットを通じて、知らない異性と知り合う機会が非常に多い。この問題について意見をいただきたい。
- 委員：中学生と小学生の子どもがいる。中学生は当たり前のようにスマートフォンを持っていて、いろいろな情報を得ている。とても身近な問題だと思う。
- 会長：子どものスマートフォンの使用についてどのような注意をしているのか。
- 委員：悪質なサイトにつながらないように使用方法の設定をしている。また、子どものスマートフォンも個人のものであるが、内容を確認している。
- 会長：サイトの場合は悪質なものと分かりやすいが、SNSはどうか。おじさんが中学生と偽ってつながってきて、会ってみたらおじさんであることが分かって、ということがあるが、SNSについての注意はどうしているのか。
- 委員：そこまではさせない。使用方法を限定している。
- 委員：学校ではどのような性教育をしているのか知りたい。私の頃はとても昔だが、小学校6年生のとき女性だけを集めて教わった。今はどれくらいからしているのか。男性の陰部と女性の陰部で性とはこんなことだと一度ニュースになった。どのような教え方をしているのか知りたい。大事なことである。
- 委員：実際にワークショップをしているが、羽曳野市は男女共生教育として、羽曳が丘小学校で先生方の研修として実施したことがある。別の市では男性器、女性器の図を見せてセックスのことを教えた。奈良県では小学2年生から4年生で実施した。私学では小学2年生の生徒に対して保健の先生から教えるということで、先生、保護者に対して「性教育がどこにつながっていくのか」という事前研修をした。それぞれの学校、先生の意識によって大きな差があると感じている。
- 会長：統一的な綱領というものはないのか。
- 委員：それは存じない。どこまで教育するのも先生とのやり取りが多くある。先生の中には「その後、どうやって受け止めればいいのか。」という先生もいる。保護者の反応も同様。そうすることが子どもたちのメリットにつながり、自身の人生を選んで生きていくために絶対必要だということを広く社会に広めていくことが必要だと感じる。奈良県の場合はコンドームも見せてほしいと言われた。使い方も教え、避妊具であること、性感染症についても話し、病気になるためにも使わないといけないというところまでしっかりと話した。来年度も同様に実施する。そういったことで温度差はとてもある。
- 会長：勉強した子としていない子とのばらつきが出てくる。
- 委員：保護者からは最初、批判的な意見が多く、それを何とかしてほしいと学校側から言われて事前研修をすることになった。「放っておけば情報は入ってくる。と思われているかもしれないが、間違った情報がたくさん入ってくることもあり、それだけで子どもが自分の人生を選べなくなる。」ということを伝えたら、概ね皆さんに理解をいただき、この3月に実施することになっている。
- 会長：現場からの実践的なご意見をいただいた。
- 委員：私どもも、依頼をいただき小学校、中学校、高等学校の性教育の講師として学校へ行っている。取り組まれている学校は熱心に毎年実施しているが、依頼していない学校は多い。中学校や高等学校のそれぞれ求められることに応じるような形で実施しているが、妊娠のこと、性感染症のこと、だれしもがリスクを抱えていること、女性の場合は妊娠があること、それを防ぐことがあることを伝えている。また、望まない妊娠をしてしまったことを独りで悩

まないことを伝えている。相談窓口やSACHICO（サチコ：性暴力救援センター・大阪）などの情報を伝え、「名前は言わなくていい、話に来てくれれば何らかの支援、話を聴くことができる。」ということを伝えている。このように依頼がある、ない学校があるが、ぜひ、教育現場の中で伝えていただきたい。大事なことだと思うので。知らん顔でスマートフォンを触りながら聞いていたり、中には真剣に聴いてくれていたり、耳がダンボになっている子もいる。実際に話を聴いてくれる大人がいないように感じる。

会 長：性教育の依頼をする学校は何パーセントあるのか。

委 員：わからない。公立、私立もあり、地域にもよる。

会 長：相談する相手がいないということだが、子どもたちがそういうことに遭遇したとき、だれに相談するのか。ウィメンズセンター大阪などの専門機関なのか。

委 員：私どもは夏休みに「女の子・からだ性と性の110番」という思春期向けの電話相談を2か月くらいする。電話相談なので北海道などの遠方の方は直接支援できないので、「近くに信頼できる大人はいるか。」と聞いてみるが、「話せない。」と返事が戻ってくる。学校の保健室の先生でも良いし、担任の先生、男性の先生、女性の先生といるが、大人につながってほしいと伝える。

会 長：世代間の話が出てきたが、世代間って断絶があって親子、大人と子どもの間でコミュニケーションしづらいことがある。

委 員：低年齢化ということが問題になっているが、いくつくらいからこういったことを教えればいいのか。中学校では遅いといったこともあるかと思う。子どもたちが真剣に自分のこととして捉えるような教育の仕方、そういったテキストというのか、子どもが自分の身は自分で大切にしないといけないという、そういうことを理解できる教育をしていただきたい。

会 長：大切なこと、自分の身は自分で大切にしないといけない。基本中の基本。

委 員：先ほど言われたように小学2年生から。話し方としてはどういう風にするかはそれぞれ学校によって、大人びた子もいれば幼い子もいるので、そこは先生方が過去の対応を考えて接しているのだと思う。小学校の低学年からしておかないと、いろんな大人が幼い子に対して欲情をあらわにしている事件もかなり増えている。どういう風に指導していくのがいいのかわからないが、探せばそういった資料もあるかと思う。専門家もいるのでつながってほしい。ただ、学校の授業の中で先ほどの性のこともそうだが、LGBTでも男女共同参画でも、そういった社会的な話をする時間があまりにもなさ過ぎて難しい。私学の高等学校は土曜日もあるところはあるが、土曜日は休みである。授業の中でこういったことをやっていくべきだと思うが、高等学校へ進学しない子もいるので、中学校までの間に最低限、社会人になるにあたって学ばなければいけないことがこの中に全て入っていると思う。男女のことであるとか、マイノリティの方のこと、たくさんある。しっかりと毎年いろんな形でいろんな面から教育をしていただきたい。

会 長：子どもたちの、教育を行う現場で性暴力が行われたりすることがあるので、教える側も大変だと思う。

委 員：視点を変えて。私は人権擁護委員に従事している。大阪府内に8つの協議会があり、このあたりは大阪法務局富田林支局が中心となって、羽曳野市を含む4市と2町1村で構成されている。人権擁護委員は50人で市は大体9人、町村は3から4人という形である。羽曳野市での主な仕事は月1回市役所で人権相談、年2回小学校、中学校で人権教室をしている。相談では話を

聴き、適切なアドバイスあるいは問題解決しやすいような方向性を伝える。また、人権教室では各市町村で年に2、3校選んで人権擁護委員が先生という形ですが、先生とは呼ばず人権擁護委員のおじさん、おばさんという、先生とは違う立場で人権とはどういうことか、人を大切にすることなどを小学3年生、4年生が中心なのであまり押しつけた教育ではなく、ビデオを観てその内容から何を想像するのか、何を感じるのかを自分で考えてもらう。決して物事というのは「これしかない。」とか「こうだ。」という画一的な考えをしてはいけない。自分の考えを発言できるような教室にしていこうと我々は考えている。ビデオを観て、それに基づいて子どもたちの声を聴く。圧倒的に女子生徒の発言がしっかりしていることを感じる。この会議では男女共同参画や女性活躍のことがあるが、これからが楽しみだと感じている。そのようなことから、外部から違う立場で話をするというのが、学校の先生からも喜ばれている。人権教室にあたった生徒はラッキーだと思う。その時期に1、2校が選ばれ、そのうちの2学年だけが、子どもたちにとって将来生きていく中でいかに原点になっていくかということを考える。有意義な仕事だと自負している。性教育は学校の先生ではなかなか難しいのではないか。

「SOSミニレター」（法務局：子どもの人権SOSミニレター）というのがある。これは、自分が困っていること、両親や友達、だれにも相談できないが自分の中で悩んでいることを指定のミニレターに書いて法務局に送ると、法務局職員や人権擁護委員が返事を書く。それで救われた子どもが結構いる。

会 長：先生に全て任せるのではなく、外部からの出前授業、専門家が学校に出向くという、アウトリーチするということは非常に有意義なことであるということ。子どもたちの相談する場所を作っていくということも大事かと感銘を受けた。

委 員：性教育については学校に任せきりなのか。

委 員：羽曳野市教育委員会からは、「どこそこの学校へ行ってください。」といったように依頼を受けて男女共生教育をしている。性教育とまでは詳しくないが行っている。

委 員：それは学校が主体的に決めるのか、そこが問題だと思う。性教育、人権教育にしても、学校ですることは非常に抵抗があったり、学校によって違ったりすると思う。ある程度ルール化して少なくとも性教育、人権教育を年1回。どの段階でするかは別として、それを可能にするのは、今、話にあったような教える人を育成して派遣するという形。そうしないと学校の先生では難しい、専門家でやるべきことだと思う。専門家のグループを作ってそういった教育をするということにしておかないと学校任せになってはいけない。

委 員：学年が下の子どもたちに学習ができるような試みをしていただきたい。小学2年生くらい。実際に私どもは小学2年生くらいから「性の健康教育」ということでワークショップを実施している。以前、小学2年生の時にワークショップを受け、現在20歳を過ぎている何人かに聴き取り調査を行った。その中で「ワークショップを受けたとき、その内容は分かっててもそれが何に生きてくるのか分からなかった。ただ、大人には話しやすかった。」と言っていた。そのワークショップは親も一緒に受けるもので、共通項として性の問題があったので、自分が性のことで困ったときに親に話せたといったフィードバックがもられた。ある意味、思春期になって抵抗が出てくる。それまで話したことのないことが最重要事項になってしまう。でも、幼い頃から「それって重要なことよ。」と家族で共通認識があれば、そんなに話しづらくいこ

とはない、ということになる。そのときは30人ほどが受講し、調査できたのは10人。ほとんどの人が「あの時、話が聴けたから何も恥ずかしくはなかった。ペニスやワギナという言葉も普通に家族で話していたのですごく良かった。」といった結果だった。また、彼氏ができた子は付き合う前にそういった話をして「セックスのときはコンドームを使ってほしい。」と言えたということもあった。

委員：ワークショップといった形で実施されたい。

以上の意見を取りまとめ、羽曳野市男女共同参画推進本部及び幹事会議に報告することとした。

#### 【報告内容】

- ・学校ではどのような性教育をしているのか。(何年生から・内容は)
- ・学校での性教育については、被害者の低年齢化といった問題があることから、小学2年生から遅くとも中学生の間までに実施されたい。
- ・教職員だけで行わず外部から専門家を講師として招き、実施されたい。
- ・できれば保護者と共にワークショップ形式で実施されたい。
- ・実施にあたっては各学校によらず統一的なものとなされたい。

#### 5. あらゆる暴力について

- ①暴力と健康権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）について
- ②暴力と薬物の低年齢化について
- ③男性・男子の被害について

会議の参考資料として、これまで審議会において発言された「あらゆる暴力について」、事務局より報告した「羽曳野市男女共同参画推進プラン-第2期 はびきのピーチプラン-での施策推進状況の中で関連するもの」を取りまとめた資料3について事務局より説明を行った。

#### 【意見】

会長：私は社会学でファミリーバイオレンスそのうちでも特に子どもの虐待を専門としている。暴力は、「殴ったり、蹴ったり」といった身体的なものだけに狭く捉えるのはいろいろな問題を見落とすことになる。暴力の一番広い定義は「他人の意思に反して不法な暴力を行使すること」である。殴ったり蹴ったりしなくても、例えば、子どもへの虐待やファミリーバイオレンスでは、言葉の暴力、心理的な暴力やあるいは何もケアしない、食べ物や医療ケアを与えないといったことも暴力となる。見た感じでは暴力とは分からないが、そういうことが多々ある。そうして視野を広げると、今、問題になっているセクハラ、「#Me Too」、これはハリウッドの某プロデューサーが多くの女優にセクハラをしてきたことを告発したところ、「私もだ」、「Me Too」ということで多くの意見が上がり世界的に広まって、日本でも「#Me Too」という運動がある。そういうセクハラも身体的暴力だけでなく、例えば上司等が、自分に対して権力を持っている人が性的な要求をしてくるときに「要求に応えれば昇進だ。」や「認めてやるぞ。」といった要求を突きつけてくることや、採用の際にも「要求に応じれば雇ってやるぞ。」といったこともセクハラとい

う暴力になる。また、特に若い女性に対して「モデルにならないか。」や「テレビに出ないか。」と声をかけてきて、最終的には一室に閉じ込めて無理やりAVに出演させるという、これはAV出演問題ですが、これはネット上でその映像が広がり、その映像は彼女が結婚をした後も残ってしまっている。AVの撮影現場では実際に性的暴力が行われている。例えば朝日新聞の記事では、女子高生がAVに出演するように要求され断ったが「ちょっとだけだから」と言われて撮影現場へ行くと避妊薬を飲まされて、あまりに過激な演技だったので出血したということが載っていた。これは「過激な演技」ではなく、「レイプ」だと思う。そういうAV問題など広い意味での暴力について、それぞれ皆さん現場をお持ちの方もいますので意見をいただきたい。また、男性の被害は少ないようですが、警察庁のデータによると強制わいせつの被害にあった男性は6,188人のうち247人、強姦についてはこれまで被害者は女性と考えてきていたので、男性の被害者の数が出てきてなかった。昨年の刑法改正で強姦が強制性交と変わって、そこで男性被害者も当然想定されることとなった。警察庁が昨年認知した強制性交というのが1,111件でそのうち男性被害者は16人と非常に少ない。今後は男性被害者も増えてくると思う。必ずしも男性が加害者ということではなく、相手の意思に反して不法な暴力を持って自分のさまざまな欲求を押し付けていくということは暴力であろうと思われるし、それがセクハラやAV問題などいろんな形で出てくるのだと思う。ぜひ、具体的な意見をお願いしたい。

委員：最近変わった形での暴力が増えている。学校教育の中でそういった教育をしていくということもあるが、それが全てでは決してないと思われる。しかし、これをどうして行くのかは難しい。

委員：私はワークショップという形で非暴力のワークを提供している。何年か前までは全小学校でCAP（Child Assault Prevention：子どもへの暴力防止）という暴力防止のプログラムを提供していたが、予算の関係もあって現在はできていない状態である。暴力の定義というものを子どもたちに浸透させていかないと、子どもたちは殴ったりすることが暴力と思っている。暴力というのはそれだけではなく、殴ったり、蹴ったりしなくても暴力というのはおこることを小さな頃からアプローチしていかなければならないと思う。1995年からCAPを色々なところで提供しているが、学校で暴力の定義を話すと「暴力って叩くだけじゃないんだ。」といった子どもたちの反応を私たちは大人として真摯に受け止めていかなければならないと思っている。セクハラも暴力だという意見がありました、実際に教育委員会では毎年5月くらいにセクハラの研修をしている。そういった意味では教育委員会はいろいろと取り組んでいるが、学校自体に、子どもに直接といったものが予算などで減ってきていると思うので、子どもへ伝えられるような仕組みというものを取り入れていただければと思う。

委員：啓発というのはとても大事だと思う。前回の審議会で前委員から数字提供の話をしていただいているので、報告させていただく。ウィメンズセンター大阪は性暴力救援センター（SACHICO）という性暴力やDVの被害者をワンストップでサポートする支援を行っている。私たちは、「性暴力は同意のない強要された性的な行為」だということを大前提にあらゆる暴力被害者を支援している。SACHICOが2010年に設立してから7年間の、2017年3月末までの相談件数だが、電話相談は28,573件、来所、面会での相談は5,188件、SACHICOは病院の中にあるので実際に支援につながってカルテを作成した

方が1,486人であった。小・中学生は危険にさらされている。2010年から2015年のデータでレイプの被害は577人中316人（54.8%）が未成年であった。性暴力は時間帯、真夜中に歩いていてというイメージがあるかとは思いますが、決して場所も時間も問わない。狭い場所、暗いところ、遅い時間だからということではなく、ありとあらゆるところで起こり得る。加害者は顔見知りが多い。7割くらいが顔見知りで、そうであるがゆえに相談できないという現実がある。同じ学校の生徒や先生だとそもそも相談できないことが非常に多い。ただし、法律でいう性犯罪はすごく少ない。女性が「何となくイヤ」という思いは犯罪にならないので、性暴力というのはその一部分が性犯罪と認められている。性犯罪とならない「イヤ」な気持ちになる性暴力というのは非常に多くある。性犯罪に至らない「イヤ」な性暴力がたくさんある。使われたくない言葉だが、実際にSACHICOでは「性非行」で小・中学生が来る。先生が連れてきたり、警察関係者が連れてくるケースもある。14歳、15歳が非常に多い。話を聴くと「同意した。」、「私も良いつて言ったもん。」といった言葉が出てくる。ネットなどでは年配の人と出会うシステムがあって、その中で13歳から15歳の彼女たちに、「本当に同意があったのか。」を聴くのは非常に難しい。経験や発達は大人の比ではない。それをしたことによって自分に降りかかってくる社会的批判を情報として持ち得ていない、これをした後に何が起こるのかということもきちっと理解しているのかは13歳から15歳では到底無理なことである。でも大人は「同意があった。」という。本人たちも「お金を貰ったから。」、「自分をモデルにしてくれるから。」、「私が良いつて言ったから仕方がない。」ということになる。しかし、決してそうではない。13歳から15歳の子どもとちゃんと同意を得てということには決してならない。子どもに対する性的虐待であり、性暴力であるといえると思う。また、薬物による暴力だが、最近は睡眠薬がネットで簡単に手に入る。お酒の中に薬を入れられる、薬物の被害が非常に増えている。薬剤性一過性前向性健忘というものだそうだが、一時的に全く記憶を失う。実際自分で証明することもできないし、自分に何が起きたかもわからない。被害にあってSACHICOに来た場合、依頼があれば血液検査をする。そういう犯罪があったとき、10歳代であってもいわゆる風俗、キャバクラで働いていたり、アルバイトをしている子どもは実際多い。今の時代、自分が遊ぶためだけでなく、生活のために働いている子どももたくさんいる。そこに飲酒ということがあると、飲酒と薬は非常に効く。ソフトドリンクやコカ・コーラなどのきつい飲み物に入れられたらほとんど分からないので、飲んでから「あれ、おかしいな。」と思った時にはもうすでに足が立たなくなり、記憶を失うことも多く、子どもにとって薬による被害は非常に身近なものになってきている。女性は男性に比べて体格が小さいので力が弱いとか、実質的な力の差があると思うが、性暴力も含めて暴力というのは力関係の中でできるものだと思う。先生と生徒、上司と部下、先輩と後輩という仲で「イヤ」と言えない。「イヤ」と言ったことで「何だお前は、〇〇だぞ。」と言われてしまって、「イヤ」とは言えない状況を作り出されることがとてもある。相談で話を伺っていると、それは経済的暴力であったり、言葉の暴力や虐待であったりする。力関係があると思う。子どもが親に対して「イヤだ」ということも、生きていく上で家にいなきゃいけない、家を出て行くというのは無理だと思われる。また、仕事がなくなるのであれば「イヤ」とは言えないと思う。生きる中でいろいろな暴力が帯びているということを色々な人に理解してもらいたい。被害には

ならなくて、なんとなく「イヤな」思いをしているというのは社会に理解されにくい。「SNSをするからだ。」とか、「遅くまで帰らなかったからだ。」と行動を責められ、「私が悪かったんだ。」という。そもそもSNSは悪いものではない、夜遅く帰ってきて安全な社会であるのが本当である。お金を取られるとお金を取ったものが悪いと言われるが、性暴力に遭うとなぜか被害者を悪く言って責められる。10歳代の子どもに対してもそうであり、それは違う。そのあたりの理解というのを私たちは進めていきたい。被害者はそれで人生がだめになる、なくなってしまうようなことにはならないので、そこから支援をしていきたいと思っている。

会 長：性暴力には力関係があるということ、また、例えば、レイプの被害者の半数が未成年であるということ、親や先生に「イヤ」といえない力関係がある。しかも、レイプかどうかについては同意が大きな要素になるが、そのことの意味もあまり分からないままになんとかそういったことになってしまったという「重要性の問題」がある。性犯罪といわれるものは少ないがその周りには多くの性暴力があって、悩んだり、つらい思いをしている人がいっぱいいることを知る。ということをお教えいただいた。ドラッグも自分自身が薬物違反になること以外に、レイプドラッグ、飲み物の中に混ぜて一時的に意識を失い、その中でレイプされる。ということも最近非常に問題になっている。多様な問題をご指摘いただいた。

委 員：今いろいろとお聞きして私はそういった相談を聴くという立場ではないが、基本的な考え方としては、自分がされて嫌なことはしない。相手が嫌がることはしない。そして相手を思いやる、そういったことが基本にあるのが人と人のつながりではないかと思う。例えば「無視される」、嫌ですよ。そうであればそれはしない。そういうちょっとした嫌がらせというのが発展して、暴力になったり、いじめになったりと発展していくと思う。難しいかもしれないがこれをどう理解してもらおうかが問題だと思う。

会 長：私の授業にLGBTと思われる学生がいて、その学生がインターネットに関するレポートにとっても良いことを書いてくれた。「向こうにいる相手の、顔の見えない相手を考えることがネットの世界では大事」だということを書いてきた。委員がおっしゃるようにさまざまなLGBTで嫌な思いをしてきた、その中で相手を思いやる。自分がされて嫌なことは相手にしないということの大切さをその学生はレポートに書いてくれた。私は「このレポート一番良かったよ。」と言いました。

委 員：相手の嫌がるようなことはしない。ということをもっと徹底することが良いが、どういう風にするのか方法が。家庭、学校、社会、みんなが黙っておらずに。昔は隣近所にやかましいおばちゃんがあったが、最近はいなくなった。

会 長：言葉だけじゃなく、具体的な場面ごとにどうすればいいのか考えていくのがいいのかと思う。

委 員：いろんな暴力、殴ったり、蹴ったりする暴力もあれば言葉の暴力もあるが、PTAから今の学校に対しての意見として述べさせていただく。先週、別の会議で今の小学校の健康診断についての話があった。私の年代では当たり前に行っていた聴診器での健診が、今、女の子は体操服を着たまま受診している。理由はおそらく人前で裸を見られるということに抵抗がある、親からはそこまでする必要がないなど、さまざまな意見があると思う。しかし、医師側の意見では、「実際の肌を診ると皮膚がん、乳がんの早期発見につながる。また、子どもに対する虐待の早期発見にもつながる。ネグレクトやあざがあるなど



が分かるので、できれば服を脱いで診させてほしい。」という意見でした。お互いが良い方向に向くためには、例えば、女性の医師にする、つい立を立て、一人ずつ個室で診るなど考えている。今後PTAでどちらにも両立できるような方法はないか検討していく。

会 長：大人の健康診断では、カーテンをしてそこに入ってということがあがるが、子どもの場合はそういうことはないのか。

委 員：なに分、小学校では一度にするので次々と診ていかないといけない。流れ作業みたいになる。

会 長：最近は身体的発達も早く、性的な発達も早いですから、子どもたちにしたら恥ずかしい。でも、虐待の発見は裸の身体を見ないと分からない。

委 員：皆さんの話を聞いてしんどくなった、現実になんかあるんだと。私は「テレビのニュースだけ」とそんな捉え方していた。現実には相談を受けていると聞いて、相談をするのも氷山の一角だと思う。泣き寝入りする人もいると思う。私は羽曳野市の高齢者の「騙されたらアカン」という講演に行っている。羽曳野市に相談に来ているという件数と実際に被害を受けた状況を聞いたらすごい。年をとったら「恥ずかしい」、「騙されたのは自分が悪いから」と泣き寝入りしている。これも一緒かなと思った。すごく騙されている。騙されていることに気づいてない人もいる。だから、相談を受けている話を聞いて、これは本当に恐ろしい時代になってきた。私は、子どもたちへのお豆腐の授業に参加している。「お母さん、お父さんに美味しいお豆腐食べたって話してあげてね。」と言ったら、ある子どもが「私たち連れ子同士なん。」って言う。どう答えればいいのか分からない。「お父さん大事にしてくれている。」って聞くと「今のところ大事にしてくれている、大丈夫やと思う。」というのです。小学3年生でそんな言葉が飛び交っていてびっくりします。離婚貧乏っていいのか、友人の息子も離婚貧乏になっている。養育費は払わないといけないし、女性は働きに行かないといけない、教育どころではない。この暴力というのも子どもが家できちんと食べていれば幸せな家庭での教育ができるのではないかと思う。食べていない子がいる。スーパーに12時ぐらいに買い物に行ったら、普段見守りで立っているのが子どもが「おばちゃん何してんの。」って聞いてくる。「孫が食べたいもの作ってというから、焼きそばの材料を買いに来た。あなたは何しに来たの。」と聞くと「200円持ってパンを買いに来た。」ってするので、「おやつ？」って聞くと「朝と昼の兼用」と答え、「おばちゃんの孫になりたいわ。」って言われた。そんな時代なんです。かわいそうやなと思い、胸が張り裂けそうだった。

会 長：結婚して家族となって、家族の多様化の中に子どもたち自身が放り込まれている。食べるものを食べたらそれだけで幸せだというレベルが・・・

委 員：作ってもらえない。お金を与えるだけで、パン買って来たらいい、おにぎりを買って、それで済ませてしまう家族が多い。そんな家族で本当に自分が困ったことがあって親に相談できるのかと思う。

会 長：家族の問題についての意見、それと高齢者の詐欺では「自分が悪い」って思う。これは性暴力と同じ、被害者の方が悪いって思ったり、周りが言ったりすることがあるので、被害者は悪くないんだっていう事を、具体的にサポートする必要があるかと思う。性暴力の場合での「冗談でやっていることをいちいち目に角を立てるな。」とか「軽く受け流せよ。」とかいう人が周りにいっぱいいるということも事実かと思う。そういう文化の問題も土台なのかと思う。

以上の意見を取りまとめ、羽曳野市男女共同参画推進本部及び幹事会議に報告することとした。

【報告内容】

- ・教育委員会では教職員に対するセクハラ研修を毎年実施するなどの取り組みをされているが、あらゆる暴力の被害者が低年齢化していることから、子どもに直接伝えられるような仕組みというものを取り入れていただきたい。

6. フィールドワークの実施検討について

前回（平成29年度第1回）審議会において、委員より提案された審議会でのフィールドワークの実施に関する審議会としての方向性を検討された。

審議会で検討される前にフィールドワークに関する事務局の考え（次の3点）を説明した。

- ・審議会委員のスキルアップのためにフィールドワークなどを実施されることについての決定は審議会委員の皆様にお任せする。
- ・上記に係る交通費や参加費などの費用は各委員の自己負担となり、報酬の支払いも行わない。これは、市長の附属機関である審議会の委員が「複雑化・高度化する社会と広域にわたる行政需要に対応するための専門的知識者、技術者」であるとして、本審議会を構成していることによる。
- ・フィールドワークなどの実施が審議会内で決定した場合は、行き先施設との調整などは事務局において行う。

【意見】

会長：私としては委員からの提案もあり、他市の審議会でフィールドワークに行ったので、スキルアップにつながるかは別として、具体的な現実に触れてもいいのかと思っている。皆さんの賛同が得られたらぜひ実施してはどうかと思う。

委員：具体的にどういったところに行くのか。

会長：例えば、専門区分で参加の2人の委員のサポート現場に何うのもいいのかと思っている。また、地域社会の問題などの意見もあったので、羽曳野市の地域社会、婦人会でしたかそういう地域社会の中で男女共同参画についてどういった考えがあるのかなどをヒアリングするのもいいかと思っている。羽曳野市の実態に即しているのではと考えている。

委員：以前も話したが、本当の現場を見て、子どもたちに先生ではなく、何でも語れる人がいたら、行って、話していただくとかと同じ。それぞれがいろんな立場であったり、LGBTの人であったり、障害者であったり、部落差別であったりするので、そういうこともいわせていただいた。どこに行くのかについても、一つひとつどれも大事だと思うので、次回の時には必ず行く方向で考えていただきたい。羽曳野市内でも悲しいかな盛りだくさんくらいあると思うので、私は自分の生い立ちであるところでいわせていただいた。それも踏まえて考えていただきたい。

会長：サポートの現場視察、地域社会の中でのヒアリング、被差別社会での女性が二重の苦労をどのように引き受けているのか。自由に参加いただければどうかと思う。

- 委員：被害の当事者に話を伺うのは難しいか。
- 会長：それはプライバシーの問題があるので難しい。サポートをする側からのお話を聴くのがいいと思う。
- 副会長：現実にはできるかどうかの問題がある。日時を設定してというのが可能なのか。各人が自分の持ち場で色々な情報を収集し、ここで配信というのがいいと思う。私はしんどいと思う。
- 会長：日程を定めて、それがだめな人は参加しなくてもいいですし、自由参加という感じでいいかと思う。
- 副会長：審議会でそういうことをするという事にならない。勝手に行きたい人は行ったらいってことになって、「3人で行きましょう」だったらそれは一人ひとりがやればいいことである。
- 委員：一人ひとりはやりにくい。設定をしてもらったら一回行こうということになるんじゃないかと思う。
- 会長：緩い縛りで、審議会でやっている訳ではないので、予算措置も講じられている訳でもない。ここで意見を取りまとめて、調整は事務局でお願いします、後は有志が行くという形でどうか。
- 委員：する方向で決めていただきたい。
- 会長：審議会としての全体の縛りをかけて行くというのではなく、その中の有志の人が現場に出かけて、日程が合わなかったらだめだが、是非行かせていただきたい。そのような感じでよいか。

(反対する者無し)

## 7. その他

- ①平成30年度「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」(4月)について
- ②羽曳野市配偶者暴力被害者支援連絡会議の設置について
- ③住民基本台帳における支援措置に関する意見付与の取り扱いについて
- ④審議会について
- ⑤次回審議会の案件及び日程について

### 【会議全体からの意見】

委員：本日配付のあった男女共同参画冊子「多様な性のあり方～色々な生き方があります～」だが、私は宝塚市でLGBTの、名称としては「LGBT(セクシャルマイノリティ)電話相談」というのを2年間ほどしているが、非常にこの冊子よくできていて、なかなか「SOGI」のことを書いているものはまだないので、「SOGIの部分で悩んでいて電話相談をしていいのか悩みました。」と電話をいただくことがたくさんあった。「Lでもない、Gでもない、Bでもない、Tでもない、自分は一体どこなの。」ということで電話をかけてよかったのかどうか、そういう相談があるので「SOGI」のところまで書いているのは、すごく分かりやすいと思うので、是非、たくさんの方に伝えていただきたい。

(閉会)

【配付資料】

・事前配付：

平成29年度第1回男女共同参画推進審議会会議録

・当日配付

会議次第

資料1 審議会委員名簿

資料2 次世代への男女共同参画について

資料3 あらゆる暴力について

資料4 ①平成30年度「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」  
(4月)について

②羽曳野市配偶者暴力被害者支援連絡会議の設置について

③住民基本台帳における支援措置に関する意見付与の取り扱いにつ  
いて

○男女共同参画啓発冊子きらりHABIKINO

・VOL.15「デートDV」

・VOL.16「HIVエイズ」

・VOL.18「本当の恋愛って・・・ デートDV」

・VOL.19「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」

○内閣府男女共同参画局ウェブサイトより

「薬物やアルコールなどを使用した性犯罪・性暴力って？」

○平成29年度人権推進課作成啓発冊子及び物品

・男女共同参画啓発冊子きらりHABIKINO

VOL.25「多様な性のあり方～いろいろな生き方があります～」

・クリアファイル「すべての人が安心して暮らせる男女共同参画社会の実  
現をめざしましょう！」※つぶたととレインボー（6色）